

# 宮津市公報

平成24年11月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

- 146 国民健康保険被保険者証の無効 ..... 1  
147 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物  
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の代表者の変更 ..... 1  
148 宮津市大江山スキー場リフトの利用料金の承認 ..... 1  
149 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 ..... 2  
150 予防接種法に基づく定期の予防接種の告示事項の変更 ..... 3

### 公 告

- 37 宮津農業振興地域整備計画の軽微な変更の縦覧 ..... 3  
38 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 ..... 3  
39 市有土地・建物売払の一般競争入札 ..... 4  
40 平成24年度農用地利用集積計画の縦覧 ..... 6  
41 公示送達 ..... 6  
42 宮津農業振興地域整備計画の軽微な変更の縦覧 ..... 6  
43 宮津市職員採用試験第1次試験の合格者 ..... 7

### 教育委員会

#### 《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 7  
19 宮津市指定天然記念物の指定 ..... 7

### 選挙管理委員会

#### 《告 示》

- 19 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 ..... 8

### 農業委員会

#### 《告 示》

- 10 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 8

## 告 示

## 宮津市告示第146号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成24年10月10日

宮津市長 井上正嗣

## 記

## 一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0000718	平成24年4月1日	平成24年9月20日	
宮 - 0007508	平成24年4月1日	平成24年9月5日	
宮 - 1002315	平成24年4月1日	平成24年10月1日	

## 退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 1007889	平成24年4月1日	平成24年9月13日	

\* \* \*

## 宮津市告示第147号

平成24年6月11日付け宮津市告示第124号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、代表者の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成24年10月24日

宮津市長 井上正嗣

## 記

## 1 変更事項

## 委託者の氏名

変更前 株式会社コメリ コメリハード&amp;グリーン岩滝店 店長 池野純友

変更後 株式会社コメリ コメリハード&amp;グリーン岩滝店 店長 野村清司

## 2 変更日

平成24年10月18日

\* \* \*

## 宮津市告示第148号

宮津市大江山スキー場リフトの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市大江山スキー場施設条例施行規則（平成18年規則第8号）第4条第3項の規定により告示する。

平成24年11月1日

宮津市長 井上正嗣

## 1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
第1リフト（1回につき）	午前8時から午後5時まで	200円
第2リフト（1回につき）	午前8時から午後5時まで	300円
第1・第2リフト1日共通	午前8時から午後5時まで	3,000円
第1リフトナイター（1回につき）	午後5時から午後9時まで	300円
第1リフトナイター通用	午後5時から午後9時まで	2,500円

備考

- 1 「第1・第2リフト1日共通」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフト及び第2リフトに乗車できるものをいう。
  - 2 「第1リフトナイター通用」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフトに乗車できるものをいう。
- 2 適用年月日  
平成24年12月1日

\* \* \*

宮津市告示第149号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年11月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲  
第1期初回 生後3月から生後90月に至までの間にある者  
第1期追加 生後3月から生後90月に至までの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
- 3 予防接種を受けることが適当でない者  
(1) 明らかな発熱を呈している者  
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者  
(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日から56日までの間隔）  
第1期追加1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一郎	今出クリニック
辻俊三 曾根淳史 石上文隆 鮑智伸	宮津武田病院
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
岩破淳郎	いわさく診療所

岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
森 幸 三	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成24年11月1日から平成25年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第150号

平成24年9月1日付け宮津市告示第141号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成24年11月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更があった事項及びその内容

(1) 予防接種の対象者の範囲の変更

初回及び追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 接種回数の追加

追加1回（初回免役後6月以上）

## 公 告

宮津市公告第37号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成24年10月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 縦覧期間

平成24年10月15日以後、常時据え置くこととします。

2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

宮津市公告第38号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成24年10月22日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成24年10月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
平成24年11月5日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字喜多の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字喜多の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり<省略>

\* \* \*

宮津市公告第39号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成24年10月23日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

区分番号	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
24-5-不動産1	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	17,068,000円
24-5-不動産2	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	12,235,000円
24-5-不動産5	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	8,969,000円
24-5-不動産6	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	7,650,000円
24-5-不動産8	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他 2筆	宅地	194.95㎡	4,990,000円
		建物	延べ床(33.84㎡)	
24-5-不動産9	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44㎡	6,266,000円
24-5-不動産10	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	3,566,000円
		建物	延べ床(85.18㎡)	
24-5-不動産11	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	8,646,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 区分番号24-5-不動産8及び24-5-不動産10の建物（24-5-不動産10は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 区分番号24-5-不動産1、24-5-不動産2、24-5-不動産5、24-5-不動産6、24-5-不動産8、24-5-不動産9及び24-5-不動産10は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。区分番号24-5-不動産11は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

(1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により平成24年10月23日(火)午後1時から平成24年11月9日(金)午後2時までの間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成24年11月21日(水)までの毎日午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市財務室管財契約係

ウ 提出書類

申込書

住民票抄本(法人にあつては商業登記簿謄本) 発行日から3か月以内のもの

印鑑登録証明書 発行日から3か月以内のもの

郵送により申し込む場合は、簡易書留とすること。(平成24年11月21日(水)までの消印があるものを有効とする。)なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

3 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成24年11月26日(月)午後1時から平成24年12月3日(月)午後1時まで

(2) 開札日時 平成24年12月3日(月)午後1時

(3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

4 入札の方法

(1) 入札は、平成24年10月23日(火)から平成24年11月21日(水)の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。

(2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額(千円未満切上げ)とする。

(2) 入札希望者は、クレジットカード及び宮津市が指定する銀行口座へ振込みにより入札保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

(4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本公告7に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事しない者

(3) 宮津市が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。

(4) 本公告2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

#### 9 契約の締結

- (1) 落札者は、平成24年12月19日（水）までに契約を締結すること。
- (2) 落札者は、契約保証金として本公告5入札保証金の入札保証金を充当するものとする。
- (3) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (4) 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額を、平成25年4月30日（火）までに宮津市に納付すること。
- (5) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

#### 10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

#### 11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則に定めるところによる。

#### 12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1  
宮津市財務室管財契約係  
電話 代表 0772 - 22 - 2121 内線230  
直通 0772 - 45 - 1611

\* \* \*

#### 宮津市公告第40号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成24年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年10月25日

宮津市長 井上正嗣

#### 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成24年10月25日  
至 平成24年11月8日

#### 2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

#### 宮津市公告第41号

##### 公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年10月25日

宮津市長 井上正嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

#### 宮津市公告第42号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成24年10月30日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間  
平成24年10月30日以後、常時据え置くこととします。
- 2 縦覧場所  
宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

宮津市公告第43号

平成25年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成24年11月1日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A1007	A1008	A1014	A1019
A1023	A1025	A1031	A1033
A1034	A1035	A1036	A1044
C3001	D4001	D4002	D4003
E5001	F6001	F6002	G7001
G7002			

第2次試験の実施要領

- 1 個別面接
  - (1) 日時 平成24年11月26日（月）午前9時～
  - (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市役所
- 2 身体検査  
健康診断書により行います。

## 教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第18号

平成24年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年10月19日

宮津市教育委員会  
委員長 生駒正子

- 1 日 時 平成24年10月30日（火）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第19号

宮津市文化財保護条例（昭和58年条例第35号）第35条第1項の規定に基づき、次に掲げる記念物を宮津市指定天然記念物に指定したので、同条例第35条第2項の規定により告示する。

平成24年10月31日

宮津市教育委員会  
委員長 生駒正子

記念物 2件

種 別	名 称	員 数	所 在	地 番
天然記念物	金剛心院のカゴノキ	1本	宮津市字日置	2268
天然記念物	世屋姫神社のオオモミジ	1本	宮津市字上世屋	115

## 選挙管理委員会

### 〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成24年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月15日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成24年10月20日から11月3日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

## 農業委員会

### 〈告示〉

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年10月3日

宮津市農業委員会  
会長 小嶋 保徳

- 1 日時 平成24年10月10日(水) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題  
議第18号 農地法第4条の許可申請に係る意見について  
議第19号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議第20号 非農地証明について  
議第21号 農用地利用集積計画について